

現職教員の皆様へ

新型コロナウイルスの影響による免許更新の延期・延長について

【注意！】

**教員免許の期限が自動的に延期・延長されることはありません。
延期又は延長を希望する場合は、必ず申請を行ってください。**

[免許状更新講習](#)を受講する予定の現職教員（※）について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大や免許状更新講習の開講中止が一部で生じていること等により、免許状更新講習の受講が困難であること等を理由として、有効期限を令和5年3月31日まで延期・延長を行うことができます。

（※）「現職教員」とは免許状更新講習の「受講義務者」を指します。

講師登録をしているが採用されていない者、認定こども園の保育士等のいわゆる「受講可能者」は含まれません。

更新講習の延期・延長の対象者

以下の2つの条件をどちらも満たす者のみ延期・延長が可能です。

①現職教員として学校園に勤務している者

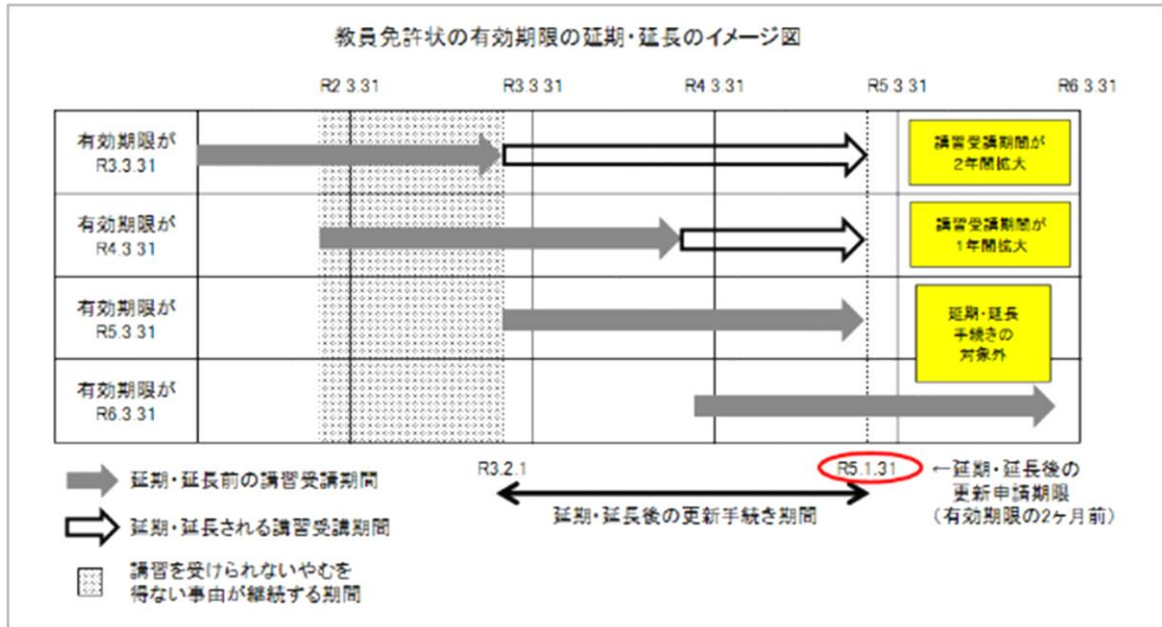
（実習助手、支援員、保育士、保育補助など、教員でない者は対象外です。）

②令和4年度中までに教員免許状の期限を迎える者

（幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務しているが、既に教員免許状の期限が過ぎている者は対象外です。）

【教員免許状の有効期限の延期・延長のイメージ図】

※ 更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.2.1と想定して、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



申請方法

免許更新講習の延期又は延長を希望する者は、必要書類を添えて、免許管理者（県教育委員会）まで申請を行ってください。

留意事項

- ・ 延期等を行った場合、申請期限の令和5年1月31日までに免許状更新講習の受講等による更新申請が必要となります。講習受講が免除されるものではありませんので、所定の期間内に確実に手続きを行う必要があります。
- ・ 延期等を行った者が既に履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部は、次回の更新時に有効なものとして取り扱われます。
- ・ 延期等を行わずに、予定の期日までに更新講習を受講し更新することは、当然に可能です。
- ・ 更新期限までに更新申請あるいは延期又は延長申請を行わなかった場合、お持ちの教員免許状は失効し、教員としての職を失うと同時に、公立学校園に勤務する場合は地方公務員としての身分を喪失することになるので十分に注意してください。